

高井法博奨学会 2025年度奨学生（給付型）

申し込みの案内

1. 給付月額 5万円

2. 応募資格（高井法博奨学会および本校の基準）①～⑤のすべてに該当する者

- ① 2025年度に国内の4年制大学に進学する者
- ② 保護者の住所が岐阜県内にある者
- ③ 経済的理由により大学への就学が困難な者
- ④ 向学心に富み、品行方正で、学業に優れ、かつ健康である者
- ⑤ 将来、国や社会の発展に貢献できる人材になる志がある者

3. 留意事項

- ① **県内で3名**
- ② 応募には高井法博奨学会が指定している数種類の書類（願書、住民票、所得証明書など）のほか、**作文（テーマ「奨学金を受けて勉強し、私は将来どのような方向に進み、どのような人間になろうとしているのか」400字詰め所定原稿用紙2枚分）を書いて提出する必要があります。**

4. 手続き等

保護者と相談のうえ、申し込みを希望する人は11月1日（金）までに、職員室の山下のところまで申し出てください。（必要な確認・指示をします。）

問い合わせ（担当） 山下（職員室）